# ワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度とは、寄附先の自治体へ指定の申請書を提出することにより、確定申告の 手続きをすることなく、住民税の控除を受けることができる制度です。

#### ◆ワンストップ特例制度にかかる留意事項

- (1) ワンストップ特例の申請は、同封の「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」にご記入の上、「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」を添付し、提出してください。
- (2)5団体を超える自治体へ寄附を行った場合、年収2,000万円以上の所得者、医療費控除等のために確定申告が必要な場合は、本制度を利用することはできません。確定申告にて寄附金控除を申請してください。
- (3) 転居による住所変更又は婚姻等での氏名変更等、申請書の内容に変更が生じた場合は、寄附をした翌年 <u>の1月10日までに</u>「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を当市へ提出する必要があります。<u>(ふるさと納税をした翌年の1月1日現在の情報での申請が必要です。)</u>
- (4) ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の 軽減が行われます。

### ◆申請書に同封いただく書類

「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」のコピーの添付が必要です。下記のいずれかの組み合わせにてご提出ください。<u>書類が不足する際は、申請を受理できない場合があります。</u>

	個人番号カード(カード型)を 持っている方	通知カード (ハガキ型) を持っている方	個人番号カード・通知カードのど ちらもない方
	個人番号カード(裏面) のコピー	通知カードの両面コピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
	個人番号カード(表面)	下記のいずれかのコピーを <b>1点</b> ●運転免許証  ●旅券 (パスポート)  ●身体障がい者手帳  ●在留カード など  上記顔写真付の身分証がない場合	下記のいずれかのコピーを <b>1点</b> ●運転免許証 ●旅券 (パスポート) ●身体障がい者手帳 ●在留カード など 上記顔写真付の身分証がない場合
書類	のコピー		工 に

## ※注意※

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に記載された情報を、添付の書類にて確認いたします。<u>住所・氏</u>名に相違がある場合は、申請を受けることができません。

### ◆提出期限

寄附を行った翌年の1月10日必着(期限を過ぎた申請はお受けできません。)